

婦人
リーフレット
No. 87

中小企業の場合は

協同組合等が実施主体となり、共同の方式により行なうことができます。

この制度は、現在（昭.39.6）全国で約170の事業場が実施しておりたいへん好評です。

事業内ホームヘルプ制度 の おすすめ

—ある会社の場合—

従業員1,830名

従業員世帯500世帯

制度担当部局 厚生課

ホームヘルパー 2名

家庭派遣時間 9時—17時

家庭の利用料 1日 200円

ホームヘルパーの給与など

月給18,000円 賞与 年2回

通勤費支給（派遣交通費は会社負担）

作業衣 作業用具貸与

問合せや 御相談は

この制度の実施方法やホームヘルパーについての問い合わせ、相談、くわしい資料などは、各都道府県婦人少年室へ御連絡ください。

婦人少年室の所在地は

事業場が従業員の家庭の家事援助をするためにホームヘルパーを派遣する制度

それが

事業内ホームヘルプ制度

です



250

この制度のあらまし

この制度はだれが実施するか

会社や工場が、福利厚生の事業として行ないます。

この制度を利用できるのは

その会社の従業員で、家事担当者が病気などのため、家事処理に困った場合です。

だれがホームヘルパーの雇い主か

この制度を実施する会社や工場です。
(個々の家庭ではありません)

賃金も会社から支払われます。

(会社では、派遣家庭から低額の利用料をとることがあります)

ホームヘルパーの働く時間は

労働基準法の適用を受けますので、原則として実働8時間以内です。

ホームヘルパーはどんな仕事をするか

普通の家事をしますが、やりかたは“標準家事作業”によります。
(病人の専門的看護や、家業の手つだいはしません)

ホームヘルパーになる人は

“ホームヘルパー養成講習”などで一定水準の技術を習得した婦人です。

制度実施の利点

事業主にとっては………

- 従業員が家事の都合で休むことが少なくなります
- 従業員の家庭生活の安定に役立ちます
- 災害を防止し生産性向上にも役立ちます
- 制度の経費はわずかですみます

労働者にとっては………

- 主婦が病気などの時も 家事の手代りが得られます
- 家庭のことに気をとられずに勤務することができます
- ヘルパーは専門家です 安心して家事処理がまかせられます
- 利用料は安くすみます。

ホームヘルパーにとっても………

- 会社の従業員として 身分が安定しています
- 働く時間など 労働条件がはっきりしています
- 勤労者の家庭生活を助け 社会のためにも役立つ喜びがあります
- ヘルパーは今日の新しい職業です